

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 12 月 21 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500695 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500221 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 12 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（12 万 300 円）の支払を受け、標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料（6,588 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500699 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500222 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 31 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする賞与明細書及び A 社から提出された「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（31 万 6,500 円）の支払を受け、標準賞与額（31 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 7,348 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500718 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500223 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 13 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（13 万 8,800 円）の支払を受け、標準賞与額（13 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料（7,576 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500741 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500224 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を10万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成16年7月16日を支給日とする賞与明細書及びA社から提出された「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与（10万8,800円）の支払を受け、標準賞与額（10万8,000円）に基づく厚生年金保険料（5,929円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500788 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500225 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を25万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年7月16日を支給日とする「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与（25万9,200円）の支払を受け、標準賞与額（25万9,000円）に基づく厚生年金保険料（1万4,219円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500790 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500226 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を26万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年7月16日を支給日とする「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与（26万4,700円）の支払を受け、標準賞与額（26万4,000円）に基づく厚生年金保険料（1万4,493円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500793 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500227 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 26 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする賞与明細書及び A 社から提出された「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（26 万 4,800 円）の支払を受け、標準賞与額（26 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 4,493 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500408 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500220 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 15 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から昭和 47 年 3 月 11 日まで

国民年金被保険者名簿の備考欄に記載されているとおり、私の国民年金の資格喪失は、国民年金法第 7 条第 2 項第 1 号に該当したことによるものである。これは、厚生年金保険に加入したことにより、国民年金の資格を喪失したということであり、このことは、上記被保険者名簿の備考欄にある「照合済・資格喪失」の印からも確認でき、厚生年金保険の適用事業所名称として「A社」との記載が確認できる。これらのことから、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求者に係る国民年金被保険者名簿により、請求者の国民年金の被保険者資格喪失年月日が昭和 46 年 1 月 1 日とされ、備考欄には「A社」と記載されていることが確認できるところ、B 市役所は、国民年金資格の喪失手続については事業所作成の厚生年金保険の資格証明書類又は健康保険証に基づいて行っているが、保存期限経過のため、当該処理の根拠となる書面は確認できない旨回答している。

また、オンライン記録及び事業所検索システムでは、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できず、飲食業の事業所等が加入する健康保険組合にも同社の加入記録は確認できない上、請求者が記憶するA社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録は確認できない。

さらに、請求者が記憶する事業主の姓のみでは当該事業主を特定できず、同僚の氏名も記憶していないことから、請求者が請求期間において、A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。